

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年8月分]

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|--|---------------------|--------|------------------|-----------------------|--------------|---|-------|-------|
| 20210827 | 羽後交通株式会社 (法人番号 6410001008788) 代表者齋藤善一 | 秋田県横手市前郷 二番町4-10 | 本荘営業所 | 秋田県由利本荘市肴 町45 | 輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告 | 道路運送法第27条第3項 | 令和3年4月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転基準図の作成義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第27条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 1 | 1 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。